【表紙】

【提出書類】有価証券報告書【提出先】関東財務局長殿【提出日】2023年8月7日提出

【計算期間】 第38特定期間(自 2022年11月8日至 2023年5月8日) 【ファンド名】 MHAM J-REITアクティブオープン毎月決算

コース

【発行者名】 アセットマネジメントOne株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 杉原 規之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 酒井 隆

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【電話番号】 03-6774-5100

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

国内リートマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。以下同じ。) している不動産投資信託証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

<ファンドの特色>

わが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券(以下「J-REIT」ということがあります。)を主要投資対象とします。

- ・当ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社 団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える支配的な銘柄が存在し、また は存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
- ・当ファンドが主要投資対象とする不動産投資信託証券には、寄与度が10%を超えるまた は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投 資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが 生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体当たりの時価総額の割合、または運用管理等に用いる指数における一発行体当たりの構成割合をいいます。

不動産市況およびJ-REIT個別銘柄の調査・分析に基づく銘柄選択により、付加価値の獲得を追求します。

J-REITの調査・分析においては、不動産業務に関する高度な専門性・ノウハウを有する「みず ほ信託銀行」から提供される情報を活用します。 *

*2024年2月20日付で、みずほ信託銀行との投資助言契約解除を予定しております。なお、この変更に伴い運用方針が変更されるものではありません。

原則として毎月分配を目指します。

- 3,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託 会社と合意のうえ変更することができます。
 - 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	
		株式	
単位型	国内	債 券	
	海外	不動産投信	
追加型	内外	その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託
	財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が
	実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が
	実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源
	泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
(大人) 大中債 の と で の の で で で で で で で で で で で で で で で	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 (グローバル 日本 北 欧 ア オ 中 ア 中 (エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ
資産配分変更型			

当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「不動産投信」です。

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その	D他資産	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債
(投資信託証券)		券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載がある
		ものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
	不動産投信	目論見書又は投資信託約款において、主として不動産投資信託
		の受益証券及び不動産投資法人の投資証券に投資する旨の記載
		があるものをいう。
		当ファンドは、マザーファンド受益証券(投資信託証券)
		への投資を通じて、不動産投信(不動産投資信託証券)に
		投資を行います。
年1	2回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する
		旨の記載があるものをいう。
日本	Z	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益
		が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファ	ァミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・
		オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象と
		して投資するものをいう。

- (注1)商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。
- (注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でご覧いただけます。
- (注3) 当ファンドはマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、不動産投信(不動産投資信託証券)を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産の分類・区分は異なります。
- (注4) 当ファンドのマザーファンド(国内リートマザーファンド)は、ファンド・オブ・ファンズ (一般社団法人投資信託協会による「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定する ファンド・オブ・ファンズをいいます。)の形態で運用を行います。

(2)【ファンドの沿革】

2004年6月4日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

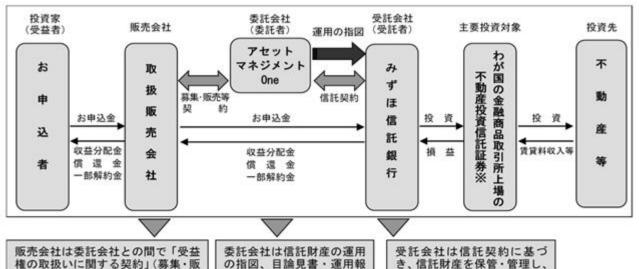
2007年7月1日 ファンドの名称を「J-REITアクティブオープン毎月決算コース」 から「MHAM J-REITアクティブオープン毎月決算コース」

に変更

2016年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み



権の取扱いに関する契約」(募集・販 売等契約)を締結し、ファンドに関 する主に次の業務を引き受けます。

- (1) 受益権の募集の取扱い・販売 (2) 受益者の請求に基づく一部解約
- (3) 受益者からの受益権の買取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、買 取代金、収益分配金及び償還金の 支払い
- (5) 受益者に対し交付される収益分 配金の再投資に係る事務
- (6) 受益者に対する運用報告書等の 交付 等

の指図、目論見書・運用報 告書の作成等を行います。

き、信託財産を保管・管理し、 受益権設定にかかる振替機関 への通知等を行います。なお、 信託事務の一部につき株式会 社日本カストディ銀行に委託 することができます。ただし、 外国における資産の保管は、 外国の金融機関が行います。

※主要投資対象である不動産投資信託証券には、国内リートマザーファ ンドを通じて投資を行います。

ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「国内リートマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で 運用を行います。





ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファン ドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファン ドにて行う仕組みです。

委託会社の概況

名称:アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所:東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円(2023年5月31日現在)

委託		. ///	ノレエ

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブ
	リュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社
	と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
	とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA
	Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式
	会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部
	門)が統合し、商号をアセットマネジメント0ne株式会社に変更

大株主の状況

(2023年5月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグ ループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 1	70.0% 2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1 号	12,000株	30.0% 2

- 1:A種種類株式(15,510株)を含みます。
- 2:普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

運用方法

1.主要投資対象

国内リートマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2.投資態度

a.マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。)に上場(これに準ずるものを含みます。以下同じ。)している不動産投資信託証券 に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

不動産等および不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資する投資法人の投資証券(投資信託の受益証券を含みます。)とします。(以下同じ。)

不動産市況およびJ-REIT個別銘柄の調査・分析に基づく銘柄選択により、付加価値の獲得を追求します。

J-REITへの実質投資比率は、原則として高位を維持します。

調査・分析においては、不動産業務に関する高度な専門性・ノウハウを有する「みずほ信託銀行」から提供される情報を活用します。 *

みずほ信託銀行と投資助言契約を締結し、同社より提供される不動産市況およびJ-REIT が投資する個別不動産の調査・分析情報を銘柄選択に活用します。 *

b. 東証REIT指数(配当込み) を運用上のベンチマークとします。

東証REIT指数とは、東京証券取引所に上場しているREIT(不動産投資信託)全銘柄を対象とした時価総額加重型の指数で、「配当込み指数」の算出にあたっては、配当金の権利落ちによる市場価格の調整が考慮されます。なお、2017年1月31日より、浮動株比率が考慮された指数となっています。

東証REIT指数の指数値および東証REIT指数にかかる標章または商標は、株式会社」PX総研または株式会社」PX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。JPXは、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

- c.原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- d . 原則として毎月分配を目指します。

投資するJ-REIT各銘柄から実質的に受取る配当等収益等を中心に、原則として毎月安定した収益分配を継続的に行うことを目指します。

毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、値上がり益などを加えて分配する場合があります。

e.市場動向や資金動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

J-REITとは?

(1) J-REIT (ジェイ・リート)とは、「Japanese Real Estate Investment Trust」を略したもので、日本の不動産投資信託のことです。

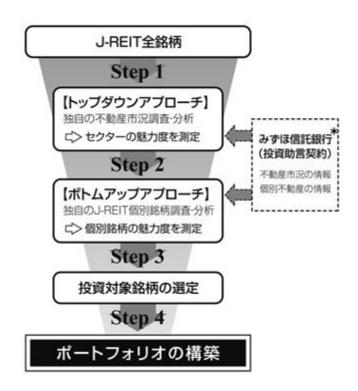
本書においては、不動産投資信託および不動産投資信託証券のことを「REIT(リート)」と称する場合があります。

(2) J-REITは、投資家から資金を集め、主に"賃貸料収入が得られる不動産"(オフィスビル、商業施設、賃貸マンションなど)に投資して、そこから得られた賃貸料収入や不動産の売却益を投資家に配当する金融商品です。

- (3) J-REITでは、賃貸料収入を中心とする収入から、REITの運営に必要な経費(不動産の維持・管理費用等)を控除した残りの利益のほとんどを投資家へ分配する等の一定の要件を満たすことにより、実質的に法人税が非課税となるため、魅力的な分配が期待できます。
- (4) J-REITには、一般に1.安定した分配金と相対的に高い利回り 2.インフレに強い 3.分散投資効果が期待できる 4.金融商品取引所等に上場しているため流動性がある、等の魅力があります。

ファンドの投資プロセス

当ファンドは、国内リートマザーファンド受益証券への投資を通じて、以下の投資プロセスにより運用を行います。



Step1: J-REITの全銘柄を調査対象銘柄とします。

信用リスクおよび流動性リスクが高いと判断される銘柄は除外する場合があります。

Step2: トップダウンアプローチによる調査・分析を実施します。独自の実体経済および内外金融・市場分析とみずほ信託銀行*から提供される不動産市況情報を参考に市況サイクル、賃貸料・空室率・需給動向等を運用担当部にて独自に調査・分析し、オフィスビル、商業施設等の物件タイプ(セクター)の魅力度を測定します。

Step3:ボトムアップアプローチによる調査・分析を実施します。Step2を踏まえたうえで、みずほ信託銀行 *より提供されるJ-REIT個別銘柄が投資する個別の不動産の情報等も参考にし、運用担当部にて独自に、主にJ-REIT各個別銘柄の運営状況・戦略等の定性分析ならびに保有物件・新規取得物件の成長力分析、バランスシート分析およびバリュエーション分析を実施します。ここでは、J-REITの個別銘柄の魅力度を測定し、投資対象銘柄を選定します。

Step4: 長期的な配当(分配)および資産価値の成長性、ならびにJ-REIT価格の割安性を重視して 銘柄を選択し、ポートフォリオを構築します。

上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

<参考>みずほ信託銀行の不動産業務について

専門家数(2023年4月1日時点)

不動産鑑定士および鑑定士補 48名宅地建物取引士 2,159名1級建築士 16名

仲介実績

仲介取扱高 1兆3,112億円(2022年4月から2023年3月まで、みずほ信託銀行調べ)

*2024年2月20日付で、みずほ信託銀行との投資助言契約解除を予定しております。なお、この変更に伴い運用方針が変更されるものではありません。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - a . 有価証券
 - b . 金銭債権
 - c. 約束手形(a. に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - a . 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、アセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社とする国内リートマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1.コマーシャル・ペーパー
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. の証券の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期証券等を除きます。)
- 4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)

なお、前記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

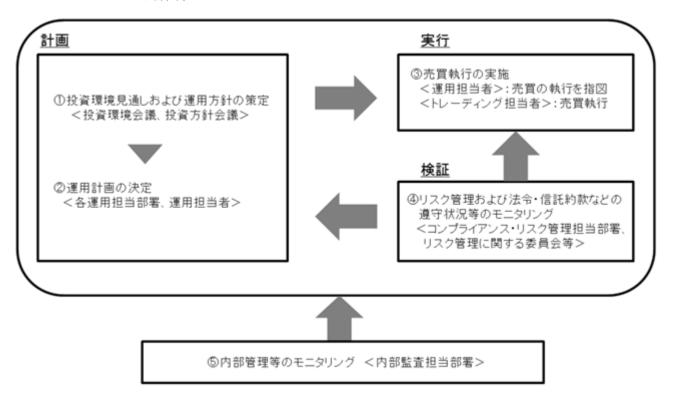
委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形

2023年5月31日現在、当ファンドが実質的に純資産総額の10%を超えて投資している不動産投資信託証券はありません。

(3)【運用体制】

a.ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最 良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(人数60~70人程度) は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等 のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、 法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、 内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c . 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用 担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファ ンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2023年5月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。 上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4)【分配方針】

収益分配方針

第1計算期から第3計算期までは、収益分配を行いません。第4計算期以降、毎決算時(原則として毎月5日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行います。

1.分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

2.分配対象収益についての分配方針

分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、原則として配当等収益等を中心に安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託会社が決定します。なお、毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、分配対象収益の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

3. 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益 (無分配期の利益を含みます。)については、 運用の基本方針に基づき運用を行います。

「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金の支払い

- 1.収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
- 2. 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に対し、お支払いします。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託 の純資産から支払われますので分配金が支払われると、そ の金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有 無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

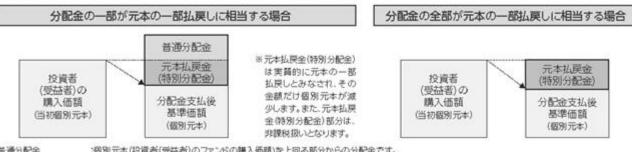
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益·評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合 ケースA ケースB ケースC 10,600円 <前期決算日から基準価額が上昇した場合> <前期決算日から基準価額が下落した場合> 明中収益 分配金100円 10,550円 ((1)+(2)) 100円 10,500円 10,500円 10.500円 10,500円 分配金100円 10.400円 *50円 10.450F *500円 *500円 *500円 配等规 *500円 分配会100円 (3+4) (3+4) (3+4) (3)+(4) *450F9 (①)20F 10:300円 (3)+(4) *80円 *420円 (3+4) щ п 当期決算日 当期決算日 当期決算日 当期決算日 当期決算日 当期決算日 前期決難日 前期決算日 前期決算日 分面容易 分香油 分裂前 分配等 分配的 分配% *分配対象額 *分配対象額 *分配対象額 *50円を *分配対象額 *分配対象額 *80円を 能能拉特研分束 500円 500F 500円 **IDDAL** 450円 500円 BYWAL. 420円

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
- ケースB:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
- ケースC:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円
- ★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。
- ◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



普通分配金 :個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(5)【投資制限】

約款で定める投資制限

投資信託証券(約款 運用の基本方針 運用制限)

投資信託証券への実質投資割合 には制限を設けません。

「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する 当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信 託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割 合をいいます。(以下同じ。)

同一銘柄の投資信託証券(約款第23条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

株式(約款 運用の基本方針 運用制限)

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用制限)

外貨建資産への投資は行いません。

公社債(約款第21条)

公社債への投資は、短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。

信用リスク集中回避のための投資制限(約款第23条の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産 総額に対する比率は、原則として100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなっ た場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整 を行うこととします。

公社債の借入れ(約款第24条)

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2.前記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3.信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に 相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4.前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第31条)

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金

支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者 への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間 が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解 約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行 う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- 3.収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその 翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4.借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

- (1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い
 - ・当ファンドは、主として国内リートマザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価 証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成 果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
 - ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
 - ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではあり
 - ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
 - ・投資信託は預貯金とは異なります。
 - ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オ フ)の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこ れらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当 ファンドが行う不動産投資信託証券等への投資により発生します。

不動産投資信託証券の価格変動リスク

J-REITの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

不動産投資信託証券の価格変動リスクとは、REITの市場価格が下落するリスクをいいます。 当ファンドが投資するJ-REITの市場価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する 要因となります。

J-REITの市場価格は、市場における需給関係(売り注文と買い注文のバランス)により変動しま す。また、こうした需給関係は、経済、不動産市況、金利、J-REITの発行体の財務状況や収益状 況、J-REITの保有不動産とその状況など様々な要因により変化します。なお、こうした要因の1 つとして、自然災害や人的災害など予測不可能な事態の発生による保有不動産の滅失・損壊等 も、J-REITの市場価格を下落させる要因となり得ます。

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落 要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がな いため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくな るリスクをいいます。

アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リス クへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合に は、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資するJ-REITの 流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。 なお、当ファンドが投資するJ-REITが金融商品取引所の上場廃止基準に抵触するなどして上場廃 止となるような事態が生じた場合には、取引が著しく困難になることがあり、当ファンドの基準 価額に大きな影響を及ぼす可能性があります。以上に付け加えて、当ファンドが投資するJ-REIT は、上場市場を通じて売買されるため、一般に不動産に直接投資する場合に比べて流動性が高い とされていますが、これは投資家がJ-REITに投資を行う段階での流動性のことであり、J-REITが 不動産への投資を行う段階では、より高い流動性リスクを伴なう投資が行われています。

REITにより支払われる配当金の変動リスク

REITの配当金の変動の影響により、ファンドの分配金水準も変動します。

REITにより支払われる配当金の変動リスクとは、REITから投資家に支払われるREITの投資口1口 当たりの配当金が、REITの利益の増減などに伴ない変動するリスクをいいます。

REIT(不動産投資法人) は、税法上の理由により、通常、不動産の賃貸料収入などの収入から費 用を差し引いて残った利益のほとんどを投資家に配当しますが、保有不動産の稼働率の低下、賃 貸料水準の低下、テナントによる賃貸料の支払いの不履行などにより収入が減少することや、保 有不動産の修繕やリニューアル、金利上昇に伴なう借入金の利息負担の増加などにより費用が増 加することがあり、その結果、REITから支払われる1口当たりの配当金が減少することがありま す。また、一定の要件を満たさない場合、課税の実質免除措置が適用されなくなり、結果とし て、REITから支払われる1口当たりの配当金が減少することがあります。増資による資金調達が 行われた場合において、増資による投資口数の増加により1口当たりの配当金が減少すること や、増資が行われてから調達された資金が不動産に投資されて賃貸料収入が得られるようになる までの期間、一時的に1口当たりの配当金が減少することがあり、REITから投資家に支払われる 1口当たりの配当金は一定ではありません。当ファンドは、投資するJ-REITから得られる配当等 収益を中心に、原則として、毎月安定した収益分配を行うことを目指しますが、J-REITの配当金 の変動の影響などにより、当ファンドの分配金の水準も変動します。

REITの形態には、「会社型」と「契約型」があり、会社型のREITを「不動産投資法人」とい います。

金利変動リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因等となります。

金利変動リスクとは、金利変動により保有する資産の価値が下落するリスクをいいます。

一般にREITでは、資金の借入れ(債券の発行によるものを含む。)を行った上で、当該借入金に よる不動産等への投資を行うことができます。当ファンドが投資するJ-REITが資金の借入れを 行っている場合、金利上昇は、支払利息の増加を通じて当該J-REITの利益を減少させることがあ り、当ファンドの基準価額を下落させる要因、あるいは当ファンドの分配金の水準を低下させる 要因となる可能性があります。また、金利変動は、J-REIT・株式・債券などの各資産への投資の 相対的魅力度を変化させるため、金利変動によりJ-REIT市場と株式市場、あるいはJ-REIT市場と 債券市場の間で資金移動が起こる場合があります。その場合、金利変動は、広くJ-REIT全般の市 場価格に影響を及ぼします。

信用リスク

投資するJ-REITの発行者の経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、借入金(債券の発行によるものを含む。)の利息の支払いや元金の返済が予め 決められた条件で行われない(債務不履行)リスクをいいます。

一般に、企業に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該企業が発行する債券の価格や当該企業の株価が下落する要因となります。同様に、当ファンドが投資するJ-REITに債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、一般に、当該J-REITの市場価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、REIT(不動産投資法人)には、一般の企業と同様に倒産の可能性があります。当ファンドが投資するJ-REITが法的倒産手続きを開始した場合には、その市場価格が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

< その他 >

- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・当ファンドは、一部解約の請求金額が多額な場合や証券取引所における取引の停止等があると きには、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実 行の請求の受付けを取り消すことがあります。

< その他留意点 >

J-REITに関する法律(税制、会計基準等)および不動産を取り巻く規制(建築規制、環境規制等)が変更になった場合等には、J-REITの価格や配当に影響を与える可能性があります。

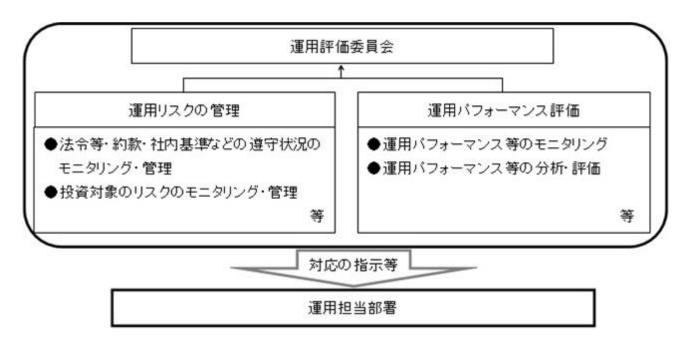
<収益分配金に関する留意点>

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益) を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて 下落することになります。
 - また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家(受益者)のファンドの取得価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には 元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理:運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価:運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パ フォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会:上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、 運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



・流動性リスク管理:委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

リスク管理体制は2023年5月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

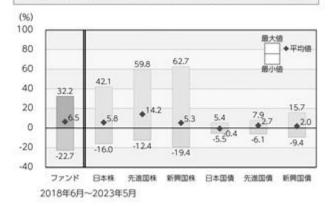
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- *ファンドの分配会再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があり ます。
- *ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年 間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落 率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



- *上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網関し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ペンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	[MSCIコクサイ・インデックス]は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の 株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権そ の他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公 表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ペース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI関債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ペース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー が公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に 関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属 します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込金額(取得申込口数に発行価格を乗じた額)に、2.75%(税抜2.5%) を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等 相当額が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金 を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

上記 にかかわらず、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

< 申込手数料を対価とする役務の内容 >

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対 価

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.1%(税抜1%)の率を乗じて得た額とします。

その配分(税抜)については、販売会社毎の純資産総額に対し、以下の通りとします。

販売会社毎の 純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円未満の部分	0.525%	0.425%	
100億円以上200億円 未満の部分	0.5%	0.45%	0.05%
200億円以上300億円 未満の部分	0.475%	0.475%	0.05%
300億円以上の部分	0.44%	0.51%	

信託報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき 信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支 弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率

<信託報酬等を対価とする役務の内容>

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理
	等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料およびこれら手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

当ファンドの投資対象である不動産投資信託証券は、資産運用報酬等の費用を負担しています。当該費用は、不動産投資信託証券ごとに異なるものであり、当ファンドが保有する個別銘柄ごとの費用およびその合計額については、当ファンドにおける投資対象銘柄の変更および投資割合の変動等により変動するため、あらかじめ表示することはできません。

なお、これらの費用は、不動産投資信託証券の発行体(不動産投資法人)の収益から支弁され、 当該不動産投資法人の最終損益の増減を通じ、各不動産投資信託証券の価格に反映される性質の ものであり、当ファンドならびに受益者が直接に負担するものではありません。

上記 から の手数料等(借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。)については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

受益者が当ファンドを解約する場合には、信託財産留保額(1口につき、解約請求受付日の基準価額の0.3%)をご負担いただきます。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税 15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要 制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用 なし)のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益(譲渡益) については、譲渡所得として、20.315%(所得税 15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約(換金)時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)など。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称: ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

< 2024年1月1日以降 >

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。 なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2023年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当 する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 (「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または 当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

(参考情報)ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1,10%	1.10%	0.00%

[※]対象期間:2022年11月8日~2023年5月8日

[※]対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるもの は消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権□数に平均基準価額(1□当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

[※]総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

[※]なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

[※]費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2023年5月31日現在

資産の種類		時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		16,822,651,417	99.67
	内 日本	16,822,651,417	99.67
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		55,071,456	0.33
純資産総額		16,877,722,873	100.00

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

国内リートマザーファンド

2023年5月31日現在

資	産の種類	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資証券		41,762,393,100	97.32
	内 日本	41,762,393,100	97.32
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,150,885,343	2.68
純資産総額		42,913,278,443	100.00

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2023年5月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	国内リートマザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	4,212,613,667	3.9872 16,796,533,287	3.9934 16,822,651,417	-	99.67

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2023年5月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.67
合計	99.67

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

国内リートマザーファンド

2023年5月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 評価金額	利率 (%)	投資 比率
111	光11体の国/地域			(円)	(円)	償還日	(%)

					1月1四月	业券報告書(阝	小 国投資信
1	G L P投資法人	投資証	18,620	151,241.13	147,800.00	-	6.41
	日本	券	,	2,816,110,018	2,752,036,000	-	
2	オリックス不動産投資法人	投資証	14,740	187,991.95	186,600.00	-	6.41
	日本	券		2,771,001,438	2,750,484,000	-	
3	ジャパンリアルエステイト	投資証	5,008	594,466.60	530,000.00	-	0.40
3	投資法人 日本	券	5,006	2,977,088,776	2,654,240,000	_	6.19
	 日本都市ファンド投資法人	投資証		106,959.05	98,600.00	-	
4	日本	券	26,278	2,810,670,074	2,591,010,800	-	6.04
	ユナイテッド・アーバン投	投資証		152 515 22	148,000.00		
5	資法人	投貝証 券	17,331	153,515.32	146,000.00	-	5.98
	日本	,,		2,660,574,050	2,564,988,000	-	
	日本ロジスティクスファン	投資証		319,945.22	326,500.00	-	
6	ド投資法人	券	7,584	0 400 404 577			5.77
	日本 ジャパン・ホテル・リート			2,426,464,577	2,476,176,000	-	
7	タマハン・ホテル・サート 投資法人	投資証	26,649	76,629.27	79,100.00	-	4.91
	日本	券	20,010	2,042,093,550	2,107,935,900	-	1.01
	日本プロロジスリート投資	10.704					
8	法人	投資証	6,946	308,351.13	292,200.00	-	4.73
	日本	券		2,141,806,975	2,029,621,200	-	
	東急リアル・エステート投	投資証		208,674.18	186,900.00	_	
9	資法人	券	8,166				3.56
	日本			1,704,033,414	1,526,225,400	-	
10	アドバンス・レジデンス投 資法人	投資証	4,249	333,548.87	358,000.00	-	2.54
10	日本	券	4,249	1,417,249,165	1,521,142,000	_	3.54
				, , ,			
11	人	投資証	8,329	158,362.99	167,900.00	-	3.26
	日本	券	·	1,319,005,377	1,398,439,100	-	
12	日本ビルファンド投資法人	投資証	2,164	636,374.14	558,000.00	-	2.81
12	日本	券	2,104	1,377,113,655	1,207,512,000	-	2.01
13	イオンリート投資法人	投資証	7,358	158,039.88	160,600.00	-	2.75
	日本	券	,	1,162,857,465	1,181,694,800	-	
11	野村不動産マスターファン	投資証	7,093	162,564.70	163,900.00	-	2 74
14	ド投資法人 日本	券	7,093	1,153,071,438	1,162,542,700	_	2.71
		投資証		46,276.18	59,300.00	_	
15	日本	券	17,265	798,958,361	1,023,814,500	-	2.39
	積水ハウス・リート投資法						
16	人	投資証 券	12,621	79,265.01	79,500.00	-	2.34
	日本	<u>רל </u>		1,000,403,750	1,003,369,500	-	
17	大和証券オフィス投資法人	投資証	1,525	671,444.23	580,000.00	-	2.06
	日本	券	1,020	1,023,952,457	884,500,000	-	
40	コンフォリア・レジデン	投資証	0.500	305,990.69	338,500.00	-	, ,
18	シャル投資法人 日本	券	2,522	774 700 500	853 607 000	_	1.99
	日本アコモデーションファ			771,708,522	853,697,000	-	
19	ンド投資法人	投資証	1,203	611,349.25	678,000.00	-	1.90
	日本	券	1,200	735,453,150	815,634,000	-	
-							

					1月1四日	正券報告書(月	小 国投資信
20	アクティビア・プロパ ティーズ投資法人	投資証	1,952	431,376.49	393,500.00	-	1.79
	日本	券		842,046,915	768,112,000	-	
21	ケネディクス・オフィス投 資法人	投資証	2,338	335,885.72	316,000.00	-	1.72
	日本	券		785,300,825	738,808,000	-	
22	ケネディクス・レジデン シャル・ネクスト投資法人	投資証券	2,904	206,798.39	213,800.00	-	1.45
	日本	分		600,542,525	620,875,200	-	
23	森ヒルズリート投資法人	投資証	3,957	154,194.35	154,100.00	-	1.42
	日本	券	3,337	610,147,071	609,773,700	-	1.72
24	星野リゾート・リート投資 法人	投資証券	831	693,576.12	685,000.00	-	1.33
	日本	分		576,361,763	569,235,000	-	
25	ヒューリックリート投資法 人	投資証	3,027	170,600.16	158,700.00	-	1.12
	日本	券		516,406,697	480,384,900	-	
26	ジャパンエクセレント投資 法人	投資証券	3,594	132,739.57	124,700.00	-	1.04
	日本	分		477,066,018	448,171,800	-	
27	C R E ロジスティクスファ ンド投資法人	投資証券	2,340	193,067.87	191,300.00	-	1.04
	日本	5 7		451,778,834	447,642,000	-	
28	大和証券リビング投資法人	投資証	3,624	114,000.00	119,100.00	-	1.01
	日本	券	3,024	413,136,000	431,618,400	-	1.01
29	日本リート投資法人	投資証	1,311	356,342.52	326,000.00	-	1.00
	日本	券	.,511	467,165,053	427,386,000	-	
30	森トラストリート投資法人	投資証	5,776	73,447.54	71,900.00	-	0.97
	日本	券	5,6	424,233,016	415,294,400	-	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2023年5月31日現在

種類	投資比率(%)
投資証券	97.32
合計	97.32

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

国内リートマザーファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

国内リートマザーファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

直近日(2023年5月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

直近日(2023年5月末)、同日	計1年以内における各月末	及ひト記計昇期間未におり	「る純貧産の推移はん	火の通りです。
	純資産総額	純資産総額	1口当たりの	1口当たりの
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額
	(百万円)	(百万円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)
第19特定期間末				
(2013年11月 5日)	37,770	37,934	0.8048	0.8083
第20特定期間末				
(2014年 5月 7日)	40,358	40,531	0.8192	0.8227
第21特定期間末				
(2014年11月 5日)	43,367	43,532	0.9240	0.9275
第22特定期間末	59,348	59,560	0.9803	0.9838
(2015年 5月 7日)				
第23特定期間末	57,845	58,065	0.9176	0.9211
(2015年11月 5日)	07,010	00,000	0.01.0	0.0211
第24特定期間末	52 215	52 406	1 0008	1.0133
(2016年 5月 6日)	52,315	52,496	1.0098	1.0133
第25特定期間末	50.070	50.000		0.0004
(2016年11月 7日)	50,070	50,260	0.9269	0.9304
第26特定期間末				
(2017年 5月 8日)	51,677	51,875	0.9148	0.9183
第27特定期間末				
(2017年11月 6日)	42,336	42,515	0.8288	0.8323
第28特定期間末	40,117	40,276	0.8795	0.8830
(2018年 5月 7日)				
第29特定期間末	33,643	33,776	0.8875	0.8910
(2018年11月 5日)	·	,		
第30特定期間末	28,885	28,991	0.9483	0.9518
(2019年 5月 7日)	20,000	20,001	0.0100	0.0010
第31特定期間末	28,041	28,131	1.0943	1.0978
(2019年11月5日)	20,041	20,131	1.0943	1.0976
第32特定期間末	40.500	40,000	0.7570	0.7044
(2020年5月7日)	19,598	19,688	0.7579	0.7614
第33特定期間末				
(2020年11月5日)	21,404	21,496	0.8058	0.8093
第34特定期間末				
(2021年5月6日)	23,571	23,657	0.9565	0.9600
第35特定期間末				
(2021年11月5日)	20,840	20,917	0.9490	0.9525
第36特定期間末	18,673	18,747	0.8933	0.8968
(2022年5月6日)				
第37特定期間末	17,848	17,921	0.8604	0.8639
(2022年11月7日)				

	` ' -		•	•	0 M202 12(2:00:1)
有価語	正券報	告書	(内国:	投資信託受益証券)

第38特定期間末 (2023年5月8日)	16,956	17,027	0.8278	0.8313
2022年5月末日	18,796	-	0.9013	-
6月末日	18,384	-	0.8810	-
7月末日	18,838	-	0.9037	-
8月末日	18,946	-	0.9097	-
9月末日	18,085	-	0.8702	-
10月末日	18,357	-	0.8824	-
11月末日	18,156	-	0.8776	-
12月末日	17,430	•	0.8451	-
2023年1月末日	16,796	-	0.8176	-
2月末日	16,914	-	0.8238	-
3月末日	16,313	-	0.7929	-
4月末日	16,947	-	0.8273	-
5月末日	16,877	-	0.8285	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第19特定期間	0.0210
第20特定期間	0.0210
第21特定期間	0.0210
第22特定期間	0.0270
第23特定期間	0.0210
第24特定期間	0.0210
第25特定期間	0.0210
第26特定期間	0.0210
第27特定期間	0.0210
第28特定期間	0.0210
第29特定期間	0.0210
第30特定期間	0.0210
第31特定期間	0.0405
第32特定期間	0.0545
第33特定期間	0.0210
第34特定期間	0.0210
第35特定期間	0.0210
第36特定期間	0.0210
第37特定期間	0.0210
第38特定期間	0.0210

【収益率の推移】

	収益率(%)
第19特定期間	5.55
第20特定期間	4.40
第21特定期間	15.36
第22特定期間	9.02
第23特定期間	4.25
第24特定期間	12.34
第25特定期間	6.13
第26特定期間	0.96

第27特定期間	7.11
第28特定期間	8.65
第29特定期間	3.30
第30特定期間	9.22
第31特定期間	19.7
第32特定期間	25.8
第33特定期間	9.1
第34特定期間	21.3
第35特定期間	1.4
第36特定期間	3.7
第37特定期間	1.3
第38特定期間	1.3

- (注1)収益率は期間騰落率です。
- (注2)各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。
- (注3)特定期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第19特定期間	19,057,163,523	16,562,417,396
第20特定期間	14,305,045,282	11,970,533,583
第21特定期間	15,526,487,560	17,861,914,743
第22特定期間	28,431,045,005	14,819,407,846
第23特定期間	9,679,228,416	7,181,666,589
第24特定期間	7,838,675,744	19,073,906,122
第25特定期間	8,905,065,091	6,690,274,897
第26特定期間	10,433,950,691	7,965,733,936
第27特定期間	3,977,552,777	9,384,518,296
第28特定期間	2,567,019,692	8,035,740,109
第29特定期間	1,670,415,256	9,375,236,161
第30特定期間	2,930,778,863	10,379,167,482
第31特定期間	3,667,725,651	8,503,560,089
第32特定期間	4,943,524,003	4,708,508,248
第33特定期間	3,498,665,106	2,796,343,923
第34特定期間	2,281,943,976	4,200,505,796
第35特定期間	836,676,252	3,518,578,560
第36特定期間	651,536,712	1,709,685,887
第37特定期間	928,252,566	1,087,427,256
第38特定期間	829,641,496	1,089,739,738

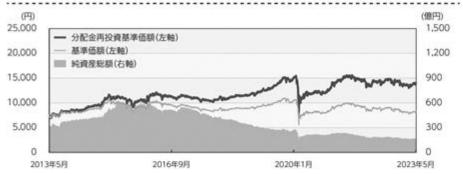
⁽注)本邦外における設定及び解約はありません。

参考情報

データの基準日:2023年5月31日

基準価額・純資産の推移 (2013年5月31日~2023年5月31日)

分配の推移(税引前)



2023年 1月	35円
2023年 2月	35円
2023年 3月	35円
2023年 4月	35円
2023年 5月	35円
直近1年間累計	420円
設定来累計	14.040円

※分配金は1万口当たりです。

- ※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
- 幸分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。 (設定日:2004年6月4日)

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内リートマザーファンド	99.67

■国内リートマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類 投資証券		比率(%) 97.32
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		2.68
合計(純資産総額)		100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	国/地域	比率(%)
1	GLP投資法人	日本	6.41
2	オリックス不動産投資法人	日本	6.41
3	ジャパンリアルエステイト投資法人	日本	6.19
4	日本都市ファンド投資法人	日本	6.04
5	ユナイテッド・アーパン投資法人	日本	5.98
6	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	5.77
7	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	4.91
8	日本プロロジスリート投資法人	日本	4.73
9	東急リアル・エステート投資法人	日本	3.56
10	アドバンス・レジデンス投資法人	日本	3.54

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2023年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入 (積立)をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手 数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 販売会社において金額買付(申込単位が金額にて表示されている場合)によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (8) 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (9) 取得申込者の取得申込金額および申込総額が多額な場合、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および同法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場(以下「取引所」といいます。)のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを申止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

2【換金(解約)手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を 請求することができます。

解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

(2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該 受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にか かる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等

の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

- (3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに 解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了 したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了 分については、翌営業日のお取扱いとなります。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額 として控除した価額(「解約価額」といいます。)とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、 信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号	
アセットマネジメント0ne株式会社	0120-104-694	

- 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。 〔以下同じ。)

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から販売会社に おいて受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。 また、信託財産の運用方針の維持および円滑な資金管理のため、当ファンドの残高や市場の流動性 等に応じ、委託会社の判断により一日あたりの解約のお申込みの総額について制限を設ける場合が あります。
- (7) 一部解約の請求金額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。
- (8) ご換金の方法について、販売会社によっては解約請求制のほかに買取請求制(販売会社が受益権を買取ることにより換金する方法)による換金を受付ける場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
不動産投資信託証券	計算日における取引所の最終相場

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。 基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する 照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメント0ne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2004年6月4日から無期限とします。

(4)【計算期間】

毎月6日から翌月5日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2004年6月4日から2004年7月5日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

- 1.委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を 終了させることができます。
 - a.この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b.前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して 異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c.前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由 を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。た だし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- e.前記b.から前記d.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- f.前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
- 2.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 3.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- 1.委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむ を得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものと し、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更 しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られ たる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面 を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3.前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
- 4.前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
- 5.委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を 公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただ し、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6.前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
- 7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規 定にしたがいます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

- 1.委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この 信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

- 1.委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
- 2.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と 再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に 基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.am-one.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、5月および11月の決算時ならびに信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・運用報告書(全体版)は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、交付いたします。

http://www.am-one.co.jp/

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社 は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付し ます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その 権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2022年11月8日から2023年5月8日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【MHAM J-REITアクティブオープン毎月決算コース】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
	前期 2022年11月7日現在	当期 2023年5月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	157,740,645	142,229,384
親投資信託受益証券	17,800,097,038	16,910,605,788
流動資産合計	17,957,837,683	17,052,835,172
資産合計	17,957,837,683	17,052,835,172
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	72,605,001	71,694,657
未払解約金	18,981,783	8,359,002
未払受託者報酬	888,190	824,991
未払委託者報酬	16,875,882	15,675,004
その他未払費用	25,206	23,414
流動負債合計	109,376,062	96,577,068
負債合計	109,376,062	96,577,068
純資産の部		
元本等		
元本	20,744,286,188	20,484,187,946
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,895,824,567	3,527,929,842
(分配準備積立金)	1,153,379,227	919,022,671
元本等合計	17,848,461,621	16,956,258,104
純資産合計	17,848,461,621	16,956,258,104
負債純資産合計	17,957,837,683	17,052,835,172

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 2022年5月7日 至 2022年11月7日	当期 自 2022年11月8日 至 2023年5月8日
受取利息	356	468
有価証券売買等損益	144,422,182	150,051,250
- 営業収益合計	144,421,826	150,050,782
- 営業費用		
支払利息	16,234	15,358
受託者報酬	5,130,426	4,665,636
委託者報酬	97,479,306	88,648,025
その他費用 _	145,612	132,413
営業費用合計	102,771,578	93,461,432
営業利益又は営業損失()	247,193,404	243,512,214
経常利益又は経常損失()	247,193,404	243,512,214
当期純利益又は当期純損失()	247,193,404	243,512,214
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	7,976,220	7,709,449
期首剰余金又は期首欠損金()	2,229,577,166	2,895,824,567
剰余金増加額又は欠損金減少額	118,686,517	183,256,953
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	118,686,517	183,256,953
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	108,752,940	147,136,253
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	108,752,940	147,136,253
分配金	436,963,794	432,423,210
期末剰余金又は期末欠損金()	2,895,824,567	3,527,929,842

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当期
項目	自 2022年11月8日
	至 2023年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ
	たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎	特定期間末日の取扱い
となる事項	当ファンドは、原則として毎年5月5日及び11月5日を特定期間の末日とし
	ておりますが、該当日が休業日のため、前特定期間末日を2022年11月7
	日、当特定期間末日を2023年5月8日としております。

(貸借対照表に関する注記)

1百日		前期	当期	
	項目	2022年11月7日現在 2023年5月8日現在		
1.	期首元本額	20,903,460,878円	20,744,286,188円	
	期中追加設定元本額	928,252,566円	829,641,496円	
	期中一部解約元本額	1,087,427,256円	1,089,739,738円	
2.	受益権の総数	20,744,286,188口	20,484,187,946□	
3.	元本の欠損	純資産額が元本総額を下回ってお	純資産額が元本総額を下回ってお	
		り、その差額は2,895,824,567円であ	り、その差額は3,527,929,842円であ	
		ります。	ります。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期	当期
項目	自 2022年5月7日	自 2022年11月8日
	至 2022年11月7日	至 2023年5月8日
1. 分配金の計算過程	(自2022年5月7日 至2022年6月6	(自2022年11月8日 至2022年12月5
	日)	日)
	計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配
	当等収益(40,593,934円)、費用控	当等収益(52,879,096円)、費用控
	除後、繰越欠損金を補填した有価証	除後、繰越欠損金を補填した有価証
	券売買等損益(0円)、信託約款に規	券売買等損益(0円)、信託約款に規
	定される収益調整金	定される収益調整金
	(19,568,423,969円)及び分配準備	(19,488,122,062円)及び分配準備
	積立金(1,390,613,565円)より分配	積立金(1,144,609,586円)より分配
	対象収益は20,999,631,468円(1万口	対象収益は20,685,610,744円(1万口
	当たり10,082.95円)であり、うち	当たり10,002.22円)であり、うち
	72,893,999円(1万口当たり35円)を	72,383,498円(1万口当たり35円)を
	分配金額としております。	分配金額としております。

アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(自2022年6月7日 至2022年7月5 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(36,330,600円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金

(19,605,514,824円)及び分配準備 積立金(1,348,986,496円)より分配 対象収益は20,990,831,920円(1万口 当たり10,065.52円)であり、うち 72,989,645円(1万口当たり35円)を 分配金額としております。

(自2022年7月6日 至2022年8月5 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(57,156,080円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金

(19,591,976,796円)及び分配準備 積立金(1,302,695,770円)より分配 対象収益は20,951,828,646円(1万口 当たり10,058.07円)であり、うち 72,908,021円(1万口当たり35円)を 分配金額としております。

(自2022年8月6日 至2022年9月5 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(99,327,218円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金

(19,591,215,710円)及び分配準備 積立金(1,274,936,579円)より分配 当たり10,071.06円)であり、うち 分配金額としております。

(自2022年12月6日 至2023年1月5 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(17,024,971円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金

(19,439,155,391円)及び分配準備 積立金(1,116,801,197円)より分配 対象収益は20,572,981,559円(1万口 当たり9,975.53円)であり、うち 72,182,049円(1万口当たり35円)を 分配金額としております。

(自2023年1月6日 至2023年2月6 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(55,919,512円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金

(19,467,566,512円)及び分配準備 積立金(1,051,139,212円)より分配 対象収益は20,574,625,236円(1万口 当たり9,967.74円)であり、うち 72,244,206円(1万口当たり35円)を 分配金額としております。

(自2023年2月7日 至2023年3月6 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(91,254,661円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金

(19,384,929,943円)及び分配準備 積立金(1,020,263,753円)より分配 |対象収益は20.965.479.507円(1万口| 対象収益は20.496.448.357円(1万口| 当たり9,977.28円)であり、うち 72,861,386円(1万口当たり35円)を71,900,865円(1万口当たり35円)を 分配金額としております。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券) (自2022年9月6日 至2022年10月5 (自2023年3月7日 至2023年4月5 日) 日) 計算期間末における費用控除後の配 計算期間末における費用控除後の配 当等収益(15,437,174円)、費用控 当等収益(11,363,215円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金 定される収益調整金 (19,560,188,057円)及び分配準備 (19,423,992,108円)及び分配準備 積立金(1,287,987,486円)より分配 積立金(1,033,938,964円)より分配 対象収益は20,863,612,717円(1万口 対象収益は20,469,294,287円(1万口 当たり10,043.58円)であり、うち 当たり9,947.87円)であり、うち 72,705,742円(1万口当たり35円)を 72,017,935円(1万口当たり35円)を 分配金額としております。 分配金額としております。 (自2022年10月6日 至2022年11月7 (自2023年4月6日 至2023年5月8 日) 日) 計算期間末における費用控除後の配 計算期間末における費用控除後の配 当等収益(6,147,470円)、費用控除 当等収益(25,453,655円)、費用控 後、繰越欠損金を補填した有価証券 除後、繰越欠損金を補填した有価証 売買等損益(0円)、信託約款に規定 券売買等損益(0円)、信託約款に規 される収益調整金(19,542,379,046 定される収益調整金 円)及び分配準備積立金 (19,340,500,991円)及び分配準備 (1,219,836,758円)より分配対象収 積立金 (965,263,673円)より分配対 益は20,768,363,274円(1万口当たり 象収益は20,331,218,319円(1万口当 10,011.60円)であり、うち たり9,925.32円)であり、うち 72,605,001円(1万口当たり35円)を71,694,657円(1万口当たり35円)を

分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

	前期	当期
項目	自 2022年5月7日	自 2022年11月8日
	至 2022年11月7日	至 2023年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左

分配金額としております。

			_	п
3.	金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプラ	同左	
		イアンス・リスク管理担当部署が、		
		運用リスクを把握、管理し、その結		
		果に基づき運用担当部署へ対応の指		
		示等を行うことにより、適切な管理		
		を行います。運用評価委員会等はこ		
		れらの運用リスク管理状況の報告を		
		受け、総合的な見地から運用状況全		
		般の管理を行います。		

2.金融商品の時価等に関する事項

項目		前期	当期
		2022年11月7日現在	2023年5月8日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品は原則とし	同左
	差額	てすべて時価で評価しているため、	
		貸借対照表計上額と時価との差額は	
		ありません。	
2.	時価の算定方法	(1)有価証券	同左
		「(重要な会計方針に係る事項に関	
		する注記)」にて記載しておりま	
		す。	
		(2)デリバティブ取引	
		該当事項はありません。	
		(3)上記以外の金融商品	
		上記以外の金融商品(コール・ロー	
		ン等の金銭債権及び金銭債務)は短	
		期間で決済されるため、帳簿価額は	
		時価と近似していることから、当該	
		帳簿価額を時価としております。	
3.	金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一	同左
	ついての補足説明	定の前提条件等を採用しているた	
		め、異なる前提条件等によった場	
		合、当該価額が異なることもありま	
		す 。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	前期	当期	
	2022年11月7日現在 2023年5月8日現在		
種類	最終計算期間の	最終計算期間の	
	損益に含まれた	損益に含まれた	
	評価差額(円)	評価差額(円)	
親投資信託受益証券	204,362,389 54		
合計	204,362,389	541,180,097	

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期	当期	
	2022年11月7日現在	2023年5月8日現在	
1口当たり純資産額	0.8604円	0.8278円	
(1万口当たり純資産額)	(8,604円)	(8,278円)	

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2023年5月8日現在

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
作里 夫只	拉竹 竹	(円)	(円)	佣气
親投資信託受益証券	国内リートマザーファンド	4,241,223,362	16,910,605,788	
親投資信託受益証券	合計	4,241,223,362	16,910,605,788	
合計			16,910,605,788	

⁽注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「国内リートマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(単位:円)

	(十四・ロン)
	2023年5月8日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	731,398,400
投資証券	41,807,561,652
未収入金	87,091,392
未収配当金	398,175,387
流動資産合計	43,024,226,831
資産合計	43,024,226,831
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	10,790,485,518
剰余金	
剰余金又は欠損金()	32,233,741,313
元本等合計	43,024,226,831
純資産合計	43,024,226,831
負債純資産合計	43,024,226,831

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目		自 2022年11月8日 至 2023年5月8日
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.	収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上 しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年5月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における	当該親投資信託の元 11,303,194,076円
本額	
同期中追加設定元本額	155,207,025円
同期中一部解約元本額	667,915,583円
元本の内訳	
ファンド名	
MHAM J-REITアクティブオープン毎月沿	2. 算コース 4,241,223,362円
MHAM J-REITアクティブファンド < D(年金 > 758,480,954円
世界8資産ファンド <dc年金></dc年金>	132,735,860円
世界8資産ファンド 安定コース	77,022,199円
世界8資産ファンド 分配コース	191,689,729円
世界8資産ファンド 成長コース	107,675,640円
MHAM Jリートアクティブファンド (毎月決)	型) 4,314,228,454円
MHAM J-REITアクティブオープン年1回]決算コース 967,429,320円
計	10,790,485,518円
2. 受益権の総数	10,790,485,518□

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

項目		自 2022年11月8日 至 2023年5月8日	
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2.	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の 金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細 は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動 リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リ スクを有しております。	

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

3. 金融商品に係るリスク管理体制

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2.金融商品の時価等に関する事項

項目		2023年5月8日現在	
1.	貸借対照表計上額、時価及びその 差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
3.	金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2023年5月8日現在			
 	当期の			
个里 哭貝	損益に含まれた			
	評価差額(円)			
投資証券	805,550,614			
合計	805,550,614			

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年5月8日現在
1口当たり純資産額	3.9872円
(1万口当たり純資産額)	(39,872円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2023年5月8日現在

種類	全夕 林市	券面総額	評価額	借 老
作里犬只	鉛柄	(円)	(円)	備写

			131144	
投資証券	CREロジスティクスファンド	2,261	422,128,700	
	投資法人 G L P投資法人	18,113	2,800,269,800	
	NTT都市開発リート投資法人	744	98,282,400	
	いちごオフィスリート投資法人	3,273	289,333,200	
	いちごホテルリート投資法人	1,527	163,999,800	
	アクティビア・プロパティーズ	1,527	103,999,000	
	投資法人	1,918	767,200,000	
	アドバンス・レジデンス投資法 人	4,249	1,493,523,500	
	アドバンス・ロジスティクス投 資法人	1,758	244,186,200	
	イオンリート投資法人	7,358	1,155,206,000	
	インヴィンシブル投資法人	17,448	1,029,432,000	
	オリックス不動産投資法人	15,741	2,827,083,600	
	グローバル・ワン不動産投資法 人	958	101,069,000	
	ケネディクス・オフィス投資法 人	2,338	710,752,000	
	ケネディクス・レジデンシャ ル・ネクスト投資法人	2,904	620,294,400	
	コンフォリア・レジデンシャル 投資法人	2,522	854,958,000	
	サムティ・レジデンシャル投資 法人	1,006	118,708,000	
	サンケイリアルエステート投資 法人	3,568	298,641,600	
	ジャパン・ホテル・リート投資 法人	28,555	2,258,700,500	
	ジャパンエクセレント投資法人	4,314	506,463,600	
	ジャパンリアルエステイト投資 法人	4,753	2,566,620,000	
	スターツプロシード投資法人	589	137,826,000	
	ヒューリックリート投資法人	3,027	474,330,900	
	ユナイテッド・アーバン投資法 人	18,302	2,767,262,400	
	ラサールロジポート投資法人	7,962	1,301,787,000	
	阪急阪神リート投資法人	2,477	362,880,500	
	三井不動産ロジスティクスパー ク投資法人	284	148,248,000	
	産業ファンド投資法人	1,153	180,329,200	
	森トラストリート投資法人	6,580	474,426,652	
	森ヒルズリート投資法人	3,957	608,190,900	
	星野リゾート・リート投資法人	831	602,475,000	
	積水ハウス・リート投資法人	10,435	807,669,000	
	大和ハウスリート投資法人	578	168,833,800	
	大和証券オフィス投資法人	1,606	952,358,000	
	大和証券リビング投資法人	3,624	420,384,000	
	東急リアル・エステート投資法	8,544	1,573,804,800	
	人	-,-	, , , , , , , , , , , ,	

			mi e.	<u> 业分和古香(内国仅具活</u>
	日本アコモデーションファンド 投資法人	1,158	761,964,000	
	日本ビルファンド投資法人	2,239	1,267,274,000	
	日本プロロジスリート投資法人	6,946	2,163,679,000	
	日本リート投資法人	1,311	423,453,000	
	日本ロジスティクスファンド投 資法人	7,626	2,451,759,000	
	日本都市ファンド投資法人	26,644	2,635,091,600	
	福岡リート投資法人	2,544	415,435,200	
	平和不動産リート投資法人	2,730	443,352,000	
	野村不動産マスターファンド投 資法人	5,811	937,895,400	
投資証券 合計		252,266	41,807,561,652	
合計			41,807,561,652	

⁽注)投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2023年5月31日現在

資産総額	16,905,627,577円
負債総額	27,904,704円
純資産総額(-)	16,877,722,873円
発行済数量	20,371,242,968
1口当たり純資産額(/)	0.8285円

(参考)

国内リートマザーファンド

2023年5月31日現在

資産総額	43,092,932,928円
負債総額	179,654,485円
純資産総額(-)	42,913,278,443円
発行済数量	10,746,162,078□
1口当たり純資産額(/)	3.9934円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗 することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均 等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

EDINET提出書類

アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定に よるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
 - (1) 資本金の額(2023年5月31日現在)

資本金の額 20億円

発行する株式総数 100,000株

(普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)

発行済株式総数 40,000株

(普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構(2023年5月31日現在)

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の 過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運 用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびにその受益証券(受益権)の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2023年5月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。 (親投資信託を除く)

基本的性格	本数	純資産総額(単位:円)
追加型公社債投資信託	26	1,451,770,775,342
追加型株式投資信託	793	14,811,823,510,932
単位型公社債投資信託	23	39,882,073,259
単位型株式投資信託	211	1,113,561,477,132
合計	1,053	17,417,037,836,665

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第38期事業年度(自2022年4月1日至2023年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
 (資産の部)		(2022年5月31日現在)	(2020年5月51日現在)
しています。 一流動資産			
現金・預金		31,421	33,770
金銭の信託		30,332	29,184
未収委託者報酬		17,567	16,279
未収運用受託報酬		4,348	3,307
未収投資助言報酬		309	283
未収収益		5	15
前払費用		1,167	1,129
その他		2,673	2,377
	流動資産計	87,826	86,346
固定資産			
有形固定資産		1,268	1,127
建物		1 1,109	1 1,001
器具備品		1 158	1 118
リース資産		-	1 7
無形固定資産		4,561	5,021
ソフトウエア		3,107	3,367
ソフトウエア仮勘定		1,449	1,651
電話加入権		3	2
投資その他の資産		10,153	9,768
投資有価証券		241	182
関係会社株式		5,349	5,810
長期差入保証金		1,102	775
繰延税金資産		3,092	2,895
その他		367	104
	固定資産計	15,983	15,918
資産合計		103,810	102,265

(単位:日力片			
	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)	
 (負債の部)	(2022年07]51日兆江 /	(2020年0/301日5年)	
流動負債			
預り金	1,445	1,481	
リース債務	-	1	
未払金	7,616	7,246	
未払収益分配金	0	0	
未払償還金	9	-	
未払手数料	7,430	7,005	
その他未払金	175	240	
未払費用	8,501	7,716	
未払法人税等	2,683	1,958	
未払消費税等	1,330	277	
賞与引当金	1,933	1,730	
役員賞与引当金	69	48	
流動負債計	23,581	20,460	
固定負債			
リース債務	-	6	
退職給付引当金	2,507	2,654	
時効後支払損引当金	147	108	
固定負債計	2,655	2,769	
負債合計	26,236	23,230	
(純資産の部)			
株主資本			
資本金	2,000	2,000	
資本剰余金	19,552	19,552	
資本準備金	2,428	2,428	
その他資本剰余金	17,124	17,124	
利益剰余金	56,020	57,481	
利益準備金	123	123	
その他利益剰余金	55,896	57,358	
別途積立金	31,680	31,680	
繰越利益剰余金	24,216	25,678	
株主資本計	77,573	79,034	
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	0	0	
評価・換算差額等計	0	0	
純資産合計	77,573	79,034	
負債・純資産合計	103,810	102,265	

(2)【損益計算書】

(単位:日万円 <i>)</i>				
	第37期	_	第38期	
	(自 2021年4月		(自 2022年4	
	至 2022年3月	∃31日)	至 2023年3	月31日)
営業収益				
委託者報酬	108,563		95,739	
運用受託報酬	16,716		16,150	
投資助言報酬	1,587		2,048	
その他営業収益	12		23	
営業収益計		126,879		113,962
営業費用		120,073		110,302
	45 470		44 070	
支払手数料	45,172		41,073	
広告宣伝費	391		216	
公告費	0		0	
調査費	36,488		33,177	
調査費	10,963		12,294	
委託調査費	25,525		20,882	
	557		548	
営業雑経費	842		733	
通信費	35		36	
印刷費	606		504	
協会費	66		69	
諸会費	26		29	
支払販売手数料	106		92	
営業費用計		83,453		75,749
一般管理費				
給料	10,377		10,484	
役員報酬	168		168	
給料・手当	8,995		9,199	
賞与	1,213		1,115	
交際費	6		17	
寄付金	15		11	
旅費交通費	40		128	
租税公課	367		330	
	1,674		1,006	
	· ·		· ·	
退職給付費用	495		437	
固定資産減価償却費	1,389		1,388	
福利厚生費	42		47	
修繕費	0		1	
賞与引当金繰入額	1,933		1,730	
役員賞与引当金繰入額	69		48	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,901		4,074	
事務用消耗品費	45		37	
器具備品費	0		1	
諸経費	217		334	
	217	20,578		20,078
営業利益		22,848		18,135

		/ 期 年4月1日	第3 (自 2022		
	=	年3月31日)		年3月31日)	
営業外収益					
受取利息	13		10		
受取配当金	1 559		1 2,400		
時効成立分配金・償還金	0		0		
為替差益	7		-		
雑収入	19		10		
時効後支払損引当金戻入額	10		24		
営業外収益計		610		2,446	
営業外費用					
為替差損	-		3		
金銭の信託運用損	743		1,003		
早期割増退職金	20		24		
雑損失	-		47		
営業外費用計		764		1,079	
経常利益		22,694		19,502	
特別利益					
固定資産売却益	0		-		
投資有価証券売却益	-		4		
特別利益計		0		4	
特別損失					
固定資産除却損	5		12		
投資有価証券売却損	6		9		
ゴルフ会員権売却損	3		-		
オフィス再編費用	2 509		-		
関係会社株式評価損	-		584		
特別損失計		525		606	
税引前当期純利益		22,169		18,900	
法人税、住民税及び事業税		6,085		4,881	
法人税等調整額		584		197	
法人税等合計		6,669		5,078	
当期純利益		15,499		13,821	

(3)【株主資本等変動計算書】

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

								`	THE . H/3/13/
		株主資本							
			資本剰余金		利益剰余金				
						その他和	川益剰余金		株主資本
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	19,996	51,800	73,353
当期変動額									
剰余金の配当							11,280	11,280	11,280
当期純利益							15,499	15,499	15,499
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	4,219	4,219	4,219
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	0	0	73,353
当期変動額			
剰余金の配当			11,280
当期純利益			15,499
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	4,219
当期末残高	0	0	77,573

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

			資本剰余金			利	益剰余金	剰余金	
	· · · · · ·		11	377 L T.I.A		その他和	川益剰余金		株主資本
	資本金	 資本準備金 	その他資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							12,360	12,360	12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	0	0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,461
当期末残高	0	0	79,034

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評 価方法 	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8~18年 器具備品 … 2~20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦 通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換 算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支 給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給 見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、 当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度 末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤 務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した 額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実 績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投 資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる 場合があります。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産 総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信 託によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の 経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資 信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、 確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取りま す。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるとい う前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識 しております。 (3)投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、 確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取りま す。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるとい う前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識 しております。 (4)成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のべ ンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運 用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報 酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しておりま

す。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっておりま

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当該適用指針の適用に伴う、当事業年度の財務諸表への影響はありません。

また、(金融商品会計)注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27 - 3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
建物	415	523
器具備品	966	934
リース資産	-	1

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第37期	第38期
	(自 2021年4月 1日	(自 2022年4月 1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
受取配当金	543	2,393

2.オフィス再編費用

オフィス再編費用は、主に本社オフィスレイアウトの見直しによるものです。

(株主資本等変動計算書関係)

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月16日	普通株式				
定時株主総会	A種種類 株式	11,280	282,000	2021年3月31日	2021年6月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日	普通 株式	利益	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
定時株主総会 	A種種 類株式	剰余金	,	- 53,555		, 3/, 1/1

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日	普通株式	12, 260	200, 000	2022年2日24日	2022年6日47日
定時株主総会	A種種類 株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2023年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

2020 「67」では同時に、ためたが外上が公内にあり、て、次十のとのうが協定した。このであります。						
決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日	普通 株式	利益	11.040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
定時株主総会	A種種 類株式	剰余金	11,040	270,000	202043/7311	2020年0月19日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託 及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、 発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引 先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制として います。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及び リスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、 十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第37期(2022年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	30,332	30,332	-
その他有価証券	1	1	-
資産計	30,334	30,334	-

第38期(2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	29,184	29,184	-
その他有価証券	1	1	-
資産計	29,186	29,186	-

(注1)現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(2022年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)現金・預金	31,421	-	-	-
(2)金銭の信託	30,332	-	-	-
(3)未収委託者報酬	17,567	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	4,348	-	-	-
(5)投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	1	-	-
合計	83,670	1	-	-

第38期(2023年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)現金・預金	33,770	-	-	-
(2)金銭の信託	29,184	-	-	-
(3)未収委託者報酬	16,279	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	3,307	-	-	-
(5)投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	1	-	-
合計	82,540	1	-	-

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第37期(2022年3月31日現在)

区分	時価(百万円)					
△ 万	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
(1)金銭の信託	-	6,932	-	6,932		
(2)投資有価証券	-	-	-	-		
その他有価証券	-	-	-	-		
資産計	-	6,932	-	6,932		

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は、金銭の信託23,399百万円、投資有価証券1百万円となります。

第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価(百万円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
(1) 金銭の信託	-	29,184	-	29,184	
(2)投資有価証券	-	-	-	-	
その他有価証券	-	1	-	1	
資産計	-	29,186	1	29,186	

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相 手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、2.金融商品の時価等に関する事項及び3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
投資有価証券(その他有価証券) 非上場株式 関係会社株式	239	180
非上場株式	5,349	5,810

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(第37期の貸借対照表計上額5,349百万円、第38期の貸借対照表計上額5,810百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第37期(2022年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額239百万円)については、市場価格がないことから、上表に 含めておりません。

第38期(2023年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額180百万円)については、市場価格がないことから、上表に 含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

区分		売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	13	-	6

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
株式	54	4	9

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について584百万円(関係会社株式584百万円)減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

		(百万円)
	第37期	第38期
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,479	2,576
勤務費用	295	279
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	14	31
退職給付の支払額	185	191
退職給付債務の期末残高	2,576	2,698

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円) 第37期 第38期 (2022年3月31日現在) (2023年3月31日現在) 非積立型制度の退職給付債務 2,698 2,576 未積立退職給付債務 2,576 2,698 未認識数理計算上の差異 35 44 未認識過去勤務費用 33 0 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 2,507 2,654 退職給付引当金 2,507 2,654 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 2,507 2,654

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

		(自力円)
	第37期	第38期
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
勤務費用	295	279
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	34	22
過去勤務費用の費用処理額	69	34
その他	3	4
確定給付制度に係る退職給付費用	398	334

⁽注)上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において20百万円、当事業年度に おいて24百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第37期	
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 3.76%	1.00% ~ 3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度97百万円、当事業年度103百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第37期</u>	<u>第38期</u>
<u> </u>	(2022年3月31日現在)	<u>(2023年3月31日現在)</u>
繰延税金資産	(百万円)	(百万円)
未払事業税	156	121
未払事業所税	10	9
賞与引当金	592	529
未払法定福利費	92	94
運用受託報酬	845	390
資産除去債務	13	15
減価償却超過額(一括償却資産)	12	21
減価償却超過額	58	198
繰延資産償却超過額(税法上)	292	297
退職給付引当金	767	812
時効後支払損引当金	45	33
ゴルフ会員権評価損	7	7
関係会社株式評価損	166	345
投資有価証券評価損	28	4
その他	2	13
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3,092	2,895
繰延税金負債		
繰延税金負債合計		<u> </u>
繰延税金資産の純額	3,092	2,895

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	<u>第37期</u>	<u>第38期</u>
	<u>(2022年3月31日現在)</u>	(2023年3月31日現在)
法定実効税率	-	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	3.69 %
その他		0.06 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u> </u>	26.87 %

(注)前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	ТВ	新光投信	
事業の内容	投資運用業務、投 資助言・代理業務		信託業務、銀行業務、投資運用業務		

2.企業結合日

2016年10月1日

3.企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、 TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、 DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5.企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3.企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

_	- ·>		1
	۵ ¹ 47	DIAM	MHAM
	会社名	(存続会社)	(消滅会社)
	合併比率(*)	1	0.0154

^(*)普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00% MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00% MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00% なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10.会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」 の吸収合併及び の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、 の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
 - (1)被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円 取得原価 144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額 76,224百万円

b.発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた 負債の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円 うち金銭の信託 11,792百万円

b.負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

- (注)顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額 には含まれておりません。
- (4)のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1)貸借対照表項目

	第37期	第38期
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
流動資産	- 百万円	- 百万円
固定資産	76,763百万円	68,921百万円
資産合計	76,763百万円	68,921百万円
流動負債	- 百万円	- 百万円
固定負債	4,740百万円	3,643百万円
負債合計	4,740百万円	3,643百万円
純資産	72,022百万円	65,278百万円

(注)固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん55,263百万円51,451百万円顧客関連資産25,175百万円20,947百万円

(2)損益計算書項目

()	第37期	第38期		
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日		
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)		
営業収益	- 百万円	- 百万円		
営業利益	8,429百万円	8,039百万円		
経常利益	8,429百万円	8,039百万円		
税引前当期純利益	8,429百万円	8,039百万円		
当期純利益	7,015百万円	6,744百万円		
1株当たり当期純利益	175,380円68銭	168,617円97銭		
(注)営業利益には、のれん	及び顧客関連資産の償却額か	「含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円		
顧客関連資産の償却額	4,618百万円	4,228百万円		

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の 負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、その うち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第37期	第38期
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
委託者報酬	108,259百万円	95,739百万円
運用受託報酬	14,425百万円	14,651百万円
投資助言報酬	1,587百万円	2,048百万円
成功報酬(注)	2,594百万円	1,499百万円
その他営業収益	12百万円	23百万円
合計	126,879百万円	113,962百万円

⁽注)成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬、当事業年度に おいては損益計算書の運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)及び第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社は2022年8月1日付でPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)親会社及び法人主要株主等第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当はありません。

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当はありません。

(2)子会社及び関連会社等第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当はありません。

(3) 兄弟会社等

該当はありません。

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	· //3 (PI =		<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>								
	会社等の	住所		事業の		関係	系内容	取引の内容	FT7 コークカロ	科目	期末残高
属性	五紅寺の 名称		又は 出資金	内容又 は職業	有(被	役員の	事業上	以りの内合	取引金額 (百万円)	17 E	(百万円)
'=					所有) 割合	兼任等	の関係				
親	株式会社	市古邦	14 040	组织类			 当社設定	投資信託の	7,789	未払	1,592
社	みずほ銀	来示部 千代田 区	億円	郵门	•		投資信託	販売代行手 数料	•	手数料	1,392
の子会社	券株式会	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-			投資信託の 販売代行手 数料	•	未払 手数料	2,651

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	会社等の	住所	資本金 又は	事業の 内容又	笙の所		系内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
属性	名称			は職業	右/油	役員の 兼任等		4X J100713 E	(百万円)	111	(百万円)
会社	株式会社 みずほ銀 行			銀行業	-		投資信託	投資信託の 販売代行手 数料	•	未払 手数料	1,579
の子会社	券株式会	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-		投資信託	投資信託の 販売代行手 数料	•	未払 手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれており ます。

- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1)親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ (東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません

(1株当たり情報)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	1,939,327円79銭	1,975,862円96銭
1株当たり当期純利益金額	387,499円36銭	345,535円19銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して おりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(注2)「ホコルリコ系が加亜金融の井た工の全には、ストのこのうであります。				
	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		
当期純利益金額	15,499百万円	13,821百万円		
普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額	-	ı		
普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額	15,499百万円	13,821百万円		
普通株式及び普通株式と同等の株 式の期中平均株式数	40,000株	40,000株		
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)		
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)		

(注1)A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を 有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は、アストマックス株式会社からPayPayアセットマネジメント株式会社(以下「PPAM」といいます。)の発行済株式の49.9%を2022年8月1日付で譲り受けており、同日付でPPAMは委託会社の関連会社となりました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円 (2022年3月末日現在)
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

販売会社の名称、貧本金の額およ	. ひ事業内谷は以下の!	囲りじり。
名 称	資本金の額	事業の内容
	(単位:百万円)	ずまのり台
株式会社北海道銀行	93,524	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社千葉興業銀行	62,120	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社きらぼし銀行(1)	43,734	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社第四北越銀行	30,000	日本において銀行業務を営んでおります。
スルガ銀行株式会社	30,043	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社京都銀行	42,103	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社池田泉州銀行	61,385	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社福岡銀行	82,329	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社肥後銀行	18,128	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社西日本シティ銀行	85,745	日本において銀行業務を営んでおります。
みずほ信託銀行株式会社(247,369	日本において銀行業務および信託業務を営
1)	247,369	んでいます。
株式会社京葉銀行	49,700	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社中京銀行	31,879	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社トマト銀行	17,810	日本において銀行業務を営んでおります。
a u カブコム証券株式会社	7,196	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
池田泉州TT証券株式会社	1,250	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
	,	品取引業を営んでおります。
九州FG証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
	,	品取引業を営んでおります。
大和証券株式会社	100,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
 楽天証券株式会社	(2) 17,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
· 		品取引業を営んでおります。
東海東京証券株式会社	6,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

SMBC日興証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
3 W D C 口央证分标以去址		品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	12,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
松井証券株式会社	11,945	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
水戸証券株式会社	12,272	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
明和證券株式会社	511	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。

(注)資本金の額は2022年3月末日現在

- (1)新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。
- (2)2021年12月31日現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類を提出いたしました。

The state of the s		
提出年月日	提出書類	
2022年12月19日	臨時報告書	
2023年2月7日	有価証券報告書	
2023年2月7日	有価証券届出書	
2023年3月20日	臨時報告書	

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

アセットマネジメントOne株式会社 取締役。会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 丘本 正彦

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和業務 執行 社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業 も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成 し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正 に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す ると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2023年7月7日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM J-REITアクティブオープン毎月決算コースの2022年11月8日から2023年5月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM J-REITアクティブオープン毎月決算コースの2023年5月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。